

# 個別の教育支援計画の充実

平成30年度特別支援教育総合推進事業「十勝管内専門家チーム」（平成30年8月発行）

障がいのある子どもに対する支援を充実させるためには、新学習指導要領に、特別支援学級に在籍する子ども及び通級による指導を受ける子どもの全てに対して作成が義務付けられた「個別の教育支援計画」を組織的、継続的に活用していく必要があります。

そのため、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、提供が義務付けられている合理的配慮を教育上特別な支援を必要とする子どもの「個別の教育支援計画」に明記し、適切に提供するとともに、関係者で共有、引継ぎを行うことが大切です。

## 1 「合理的配慮」とは

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

合理的配慮には、「教育内容と方法」「支援体制」「施設・設備」の観点があります。

## 2 合理的配慮の内容の記載例

合理的配慮の記載については、子どもの実態や保護者の要望を踏まえ、記載します。合理的配慮の記載例を参考にしてください。

観 点	支援の内容（例）
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弱視レンズ等を効果的に活用し、見えにくさを補う。(視覚障がい)</li> <li>○ 服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解等を通して、服薬管理の指導を行う。(病弱)</li> <li>○ 動作等を利用した意味理解や繰り返しの練習を通して、学習内容の習得の困難さを補う。(自閉症・情緒障がい)</li> <li>○ 学習内容の焦点化を図ったり、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにしたりし、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(知的障がい)</li> </ul>
教育方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 座席の位置や話者の音量調整等の聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(聴覚障がい)</li> <li>○ 文字盤や音声出力型の機器等の活用により、コミュニケーションを支援する。(肢体不自由)</li> <li>○ 拡大文字を用いた資料を扱ったり、振り仮名を付けたたりし、文章を読みやすくする。(学習障がい)</li> <li>○ 成功体験を増やし、友達から認められる機会を増やす。(注意欠陥多動性障がい)</li> <li>○ 図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、見通しをもって活動できるように指導する。(知的障がい)</li> </ul>
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主治医や保護者から体調把握のための情報に基づき、急な病状の変化に対応できるよう校内体制を整備する。(病弱)</li> <li>○ 構音障がい、吃音等や本人の心情理解について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。(言語障がい)</li> <li>○ 特別支援学校のセンター的機能を活用したり、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関と連携を図ったりする。(知的障がい)</li> </ul>

施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。(聴覚障がい)</li> <li>○ ブラインド等、光の調整を可能にする設備により、見えやすい環境を整備する。(視覚障がい)</li> <li>○ クールダウン等のための場所を確保するとともに、感覚の過敏さに対応した校内環境を整備する。(自閉症・情緒障がい)</li> <li>○ 車いす、担架、非常用電源等、災害等発生後の必要な物品を整備する。(肢体不自由)</li> </ul>
-------	---



〈合理的配慮の位置付けにあたってのプロセス〉

- ・本人・保護者との合意形成に基づき、「個別の教育支援計画」に位置付けた合理的配慮を提供するための環境を必要に応じ、教育委員会等と協議しながら整えます。
- ・提供している合理的配慮に対し、適切な時期に本人・保護者から聞いた意見に基づき、校内委員会で再検討します。
- ・提供した合理的配慮の期間や成果、課題等を「個別の教育支援計画」に記載し、関係機関や進学先等に引き継ぎます。

### 3 個別の教育支援計画「かちっと」へ記載する場合

支援シートⅡ（これからの支援と役割分担）				
園名・学校名		学 年		学 級
ふりがな	性別	生 年 月 日	平成 年 月 日	
幼児・児童・生徒名	学級担任名	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)		
	作成年月日(修正日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)		
本人・保護者の願い				
本人 保護者	現在の希望	将来の希望		
課題・支援の目標				
	課 題	支援の目標（長期）	評 価	
①				
②				
③				
支援機関・内容				
支援の目標（短期）	支援機関	支援内容	支援の手立て	評価：成果(○)と課題(●)
合理的配慮の内容				
	観 点	支 援 の 内 容		
教育内容	・学習又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整			
教育方法	・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・態度面の配慮			
支援体制	・専門性のある指導体制の整備 ・幼児・児童・生徒や教職員、保護者への理解啓発 ・災害時の支援体制の整備			
施設・設備	・校内環境のバリアフリー化 ・発達、障がいの状態及び特性等に応じた施設・設備 ・災害時等への対応に必要な施設・設備			

- 合理的配慮の内容を記入します。
- 「かちっと」の支援シートⅡでは、「教育内容」「教育方法」「支援体制」「施設・設備」の欄を設けています。
- 支援の内容については、いつ、どこで、誰が、どのように提供するか、具体的に合理的配慮を記載します。また、その成果や課題を引継ぐことで、切れ目のない指導や支援につなげることができます。

「かちっと」以外の様式を活用している場合は、合理的配慮の内容に当たる部分に下線を引くなどし、合理的配慮の内容が分かるように整理しましょう。



【十勝版 個別の教育支援計画「かちっと」支援シートⅡ】